

千葉市中央区選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る令和4年度の選挙人名簿の抄本の閲覧状況は、別紙のとおりである。

令和5年5月19日

千葉市中央区選挙管理委員会委員長 増田昌彦  
(別紙省略)